

## 『人口学研究』編集規定

- I 日本人口学会は、日本人口学会編集委員会（以下「編集委員会」と略称する）を設置し、学会機関誌である『人口学研究』（以下「本誌」と略称する）を編集刊行する。
- II 本誌の発行は、原則として年一回とし、発行の都度、会費納入者に配布する。編集委員会は、発売者を指定して本誌を会員外に頒布することができる。
- III 本誌に掲載する論文等の種類は、以下のとおりとする。

|       |                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------|
| 論文    | ： 人口学に関するオリジナルな研究論文。                                  |
| 研究ノート | ： 人口学に関する論文で、試行的または研究の中間過程の内容のもの。                     |
| 特集論文  | ： 学会大会や地域部会での企画セッション、テーマセッション、またはシンポジウムにおける報告をまとめたもの。 |
| 解説    | ： 人口学に関する研究・教育の遂行上有用な資料・技法等の解説を目的としたもの。               |
| 学界展望  | ： 人口学に関連する他学会等の動向や、内外における人口学研究の動向を紹介することを目的としたもの。     |
| 書評    | ： 人口学関連研究図書の内容評価を目的としたもの。                             |
| 新刊短評  | ： 人口学関連図書の紹介とその簡単な評価を試みたもの。                           |
| その他   | ： 編集委員会が必要と認めるもの。                                     |
- IV 特集論文を除き、本誌に掲載する論文等の原稿執筆者は本学会会員に限るものとする。編集委員会は、必要に応じ、非会員にも原稿執筆を依頼することができる。また、非会員との共同執筆を認めるが、この場合、本学会会員が筆頭執筆者でなければならない。
- V 本誌に掲載する論文等の内容は、すべて未発表のものでなければならない。ただし、学会等での口頭やポスター報告、査読を経ないワーキングペーパー、報告書等により発表されたもの、およびプレプリントサーバーに登録したものは、未発表とみなす。
- VI 寄稿あるいは投稿された論文等を本誌に掲載するか否かの判定は、編集委員会がおこなう。とくに、IIIの論文・研究ノート・解説の掲載の適否は、編集委員長が委嘱する審査員の意見に基づいて、編集委員会が決定する。
- VII IIIの論文等の原稿は、和文のほか、英文によるものも認める。
- VIII IIIの論文等の原稿枚数の限度や投稿などの要領は、別に定める「『人口学研究』投稿規定」によるものとする。
- IX 本誌の掲載原稿に対する原稿料の支払いは、おこなわない。
- X 原稿枚数が別に定める「『人口学研究』投稿規定」に規定する枚数限度を超過する場合、図や表のために印刷に特別な費用を要する場合、あるいは校正段階での長文の加筆があった場合には、編集委員会は、執筆者にその分の費用を請求することができる。
- XI 本誌の著作物に関する著作権は、すべて日本人口学会に帰属する。ただし、著作者人格権は著者に帰属する。著作者が著作権を有する著作物を利用する場合、著作者は編集委員会に事前に文書で申し出を行った上で、本会の指示に従うこととする。著作物中で引用する文書や図表に関する問題は著作者が責任を負う。
- XII 日本人口学会は、『人口学研究』に掲載された著作物を電子化し、インターネット上で公開することができる。